

平成28年度第1回家庭裁判所委員会(平成28年5月26日)

少年の更生に向けた 保護者への働き掛け

大阪家庭裁判所少年部

| | |
|------------|--------|
| 裁判官 | 村瀬 恵 |
| 主任家庭裁判所調査官 | 梅下 節瑠 |
| 家庭裁判所調査官 | 杉山 太茂 |
| 主任書記官 | 荻野 賢志郎 |

少年法25条の2(保護者に対する措置)

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる。

⇒ ただし、強制力はない



本日の予定

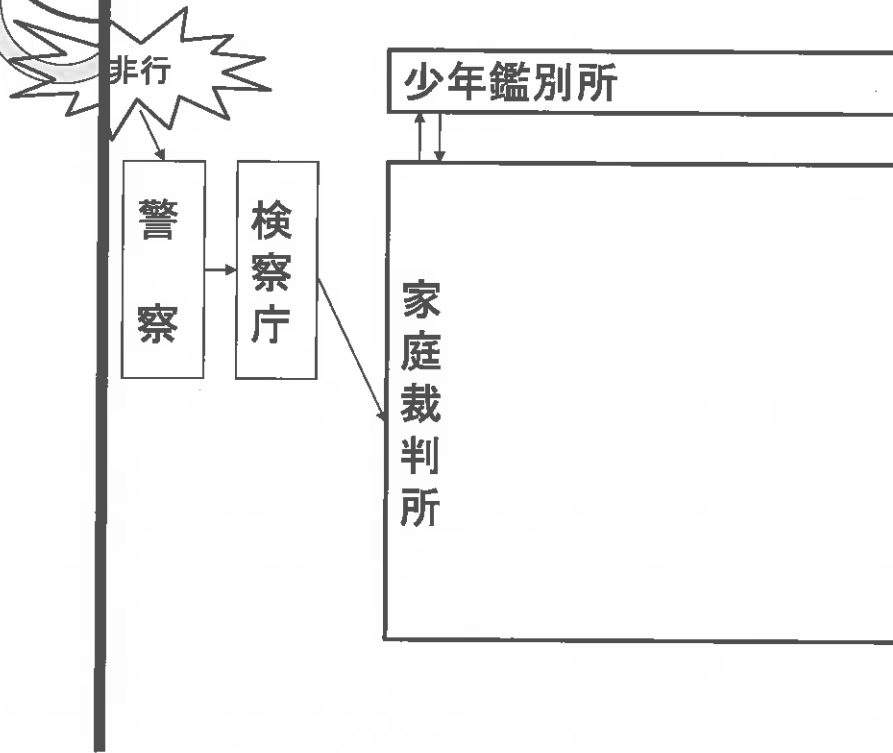
- 1 少年審判手続の流れ
- 2 少年の更生に向けた保護者の位置付け等
- 3 家庭裁判所調査官による保護者に対する働き掛け
- 4 裁判官による保護者に対する働き掛け



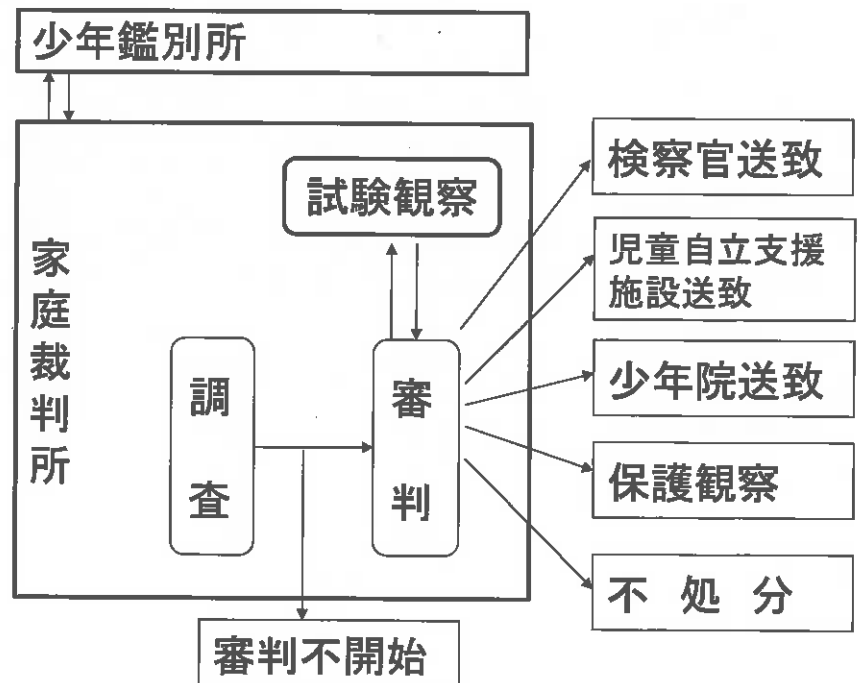
家裁委員の皆様にお伺いしたい事項

現在家庭裁判所で実施している保護者への働き掛けについて、改善点や工夫すべき点がないか。

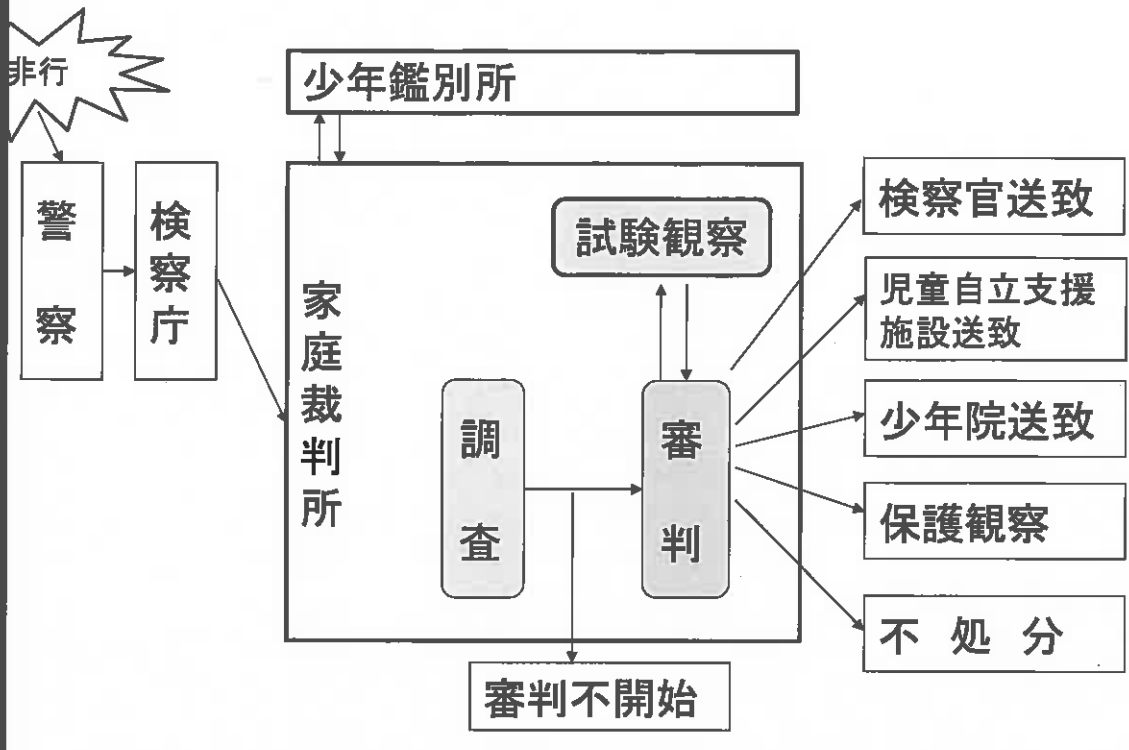
少年審判手続の流れ



少年審判手続の流れ



少年審判手続における 保護者に対する働き掛け



少年の更生に向けた保護者の位置付け

従来 非行の原因としての保護者



現在 非行からの立ち直りの
支援者としての保護者

○家族の健康的な側面に注目

○家族が本来持っている力を発揮させたり、
低下している機能を回復させたりするような
働き掛け

保護者の役割・機能

親和的機能

子どもの気持ちを理解し、
心情を安定させる



役割



従順型親子

反発型親子

教育的機能

子どもをしつけ、
社会化する役割



機能が弱いと...



友だち型親子

子優位型親子

バランスが大切！

家庭裁判所調査官による 保護者に対する働き掛け

非行

警察

検察庁

少年鑑別所

家庭裁判所

調査

審判

試験観察

面接時の指導, 助言
家族の会
親子合宿

検察官送致

児童自立支援
施設送致

少年院送致

保護観察

不処分

面接時の指導, 助言
各種講習
保護者の会

審判不開始

保護者を対象とした 集団型保護的措置一覧

| | 各種講習 | 保護者の会 | 家族の会 | 親子合宿 |
|------|---------------------|---------|-------------------|------------|
| 実施時期 | | 調査時 | 試験観察時 | |
| 対象 | 非行性がさほど進んでいない少年の保護者 | | 非行性が一定程度進んだ少年の保護者 | |
| ねらい | 犯罪被害の理解 | 監護力の向上 | | 親子関係の修復・改善 |
| 方式 | 講習 | 講習＋意見交換 | 講義＋グループ討議 | 本験型 |

各種講習

内容

- ① 自転車盗被害を考える講習
- ② 原付盗被害を考える講習
- ③ 万引き被害を考える講習
- ④ 無免許講習

ねらい

犯罪被害者の視点を学ぶ。
社会のルールを意識する。

参加者

少年が保護者と共に参加

親子合宿

対象

試験観察中の少年及びその保護者

日程・回数

1泊2日，年4回（男子3回，女子1回）

ねらい

親子関係の修復・改善

活動場所

キャンプ場

プログラム（例）

食事作り，ハンドクラフト，
ボディワーク，灯を囲んで



監護力の向上に向けた 大阪家庭裁判所の取組

従来

「気づき」を促す働き掛け

参加対象：試験観察中のみ

参加形態：自発的な参加

効果：癒し，ガス抜き

現在

従来の働き掛け+

「教育」による支援，介入

従来の効果+

親和的機能の強化

教育的機能の強化

保護者の会(1)

参加対象

地域清掃活動に参加させる
ことが相当と認められる少年の保護者

方法

DVD視聴及び意見交換

(大阪家庭少年友の会
会員の協力を得ている。)

非行性がさほど進んで
いない少年

平成27年度活動実績

参加人数 合計283人

保護者の会(2)

DVD視聴

使用教材

最高裁判所作成

『今、親として～子どもの非行から考える～』

内容

- ①保護者に求められる責任
- ②謝罪と被害弁償
- ③思春期・青年期の特徴
- ④親子のコミュニケーションの在り方





保護者の会(3)

意見交換

感想聴取や質問のポイント

- ・自分がドラマに出てくる親だったら、子どもの非行が分かった時にどう対応するか？
- ・自分が被害者だったら、加害者の保護者に何を望むか？
- ・ドラマに出てくる親の対応について、好ましいと思う点や好ましくないと思う点

・・・など

☆個人的なことは話さなくてよいルール

☆DVDを通すことで、話すことへの抵抗感を減らす。



保護者の会(4)

参加者の感想

「社会的責任について軽く考えていた。」

「きちんと謝罪に行って責任の取り方を子どもに示したい。」

→ **自身の認識や責任の甘さについての気づき**

「イライラしながら子どもに言い返していたが、こんなことが言えるようになったのだと思って接するようになりたい。」

「子どもの良いところも認めながら、子どもと落ち着いて話をできる時間を作りたい。」

→ **子どもに対する受け止め方や見方の変化**

「子育てに正解はなく、みんな悩んでいることが分かった。」

→ **悩みを共有したことによる負担感の軽減**



家族の会(1)

参加対象

原則として、試験観察中の少年の全ての保護者

回数

原則として、年6回

非行性が一定程度
進んでいる少年

平成27年度活動実績

参加人数 合計55人



家族の会(2)

方法

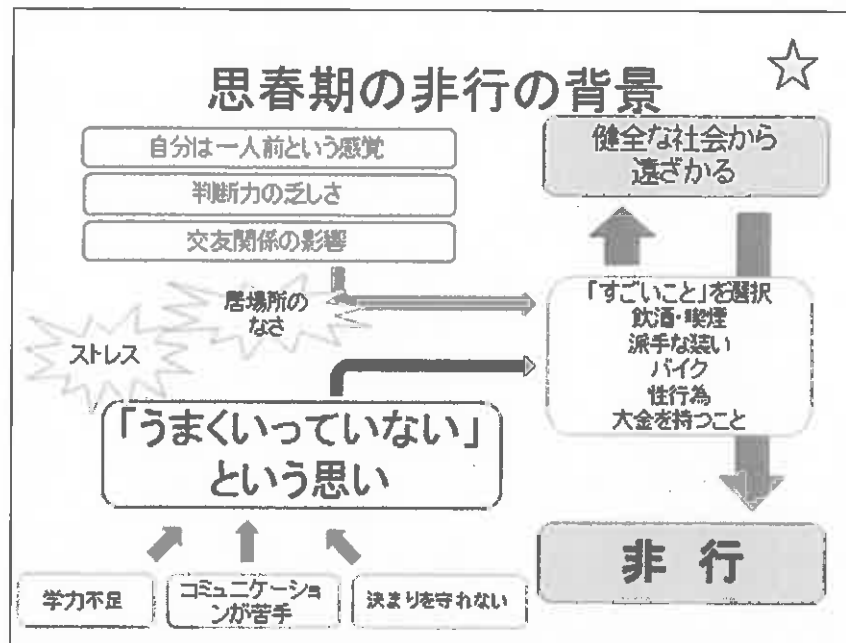
- ①調査官による講義
- ②保護者同士のグループ討議
(大阪家庭少年友の会
会員の協力を得ている。)

内容

- ①なぜ非行を犯してしまうのか
- ②子どもとのコミュニケーションや対応方法
- ③保護者の役割と責任

家族の会(3)

調査官による講義



良好なコミュニケーションのコツ ☆

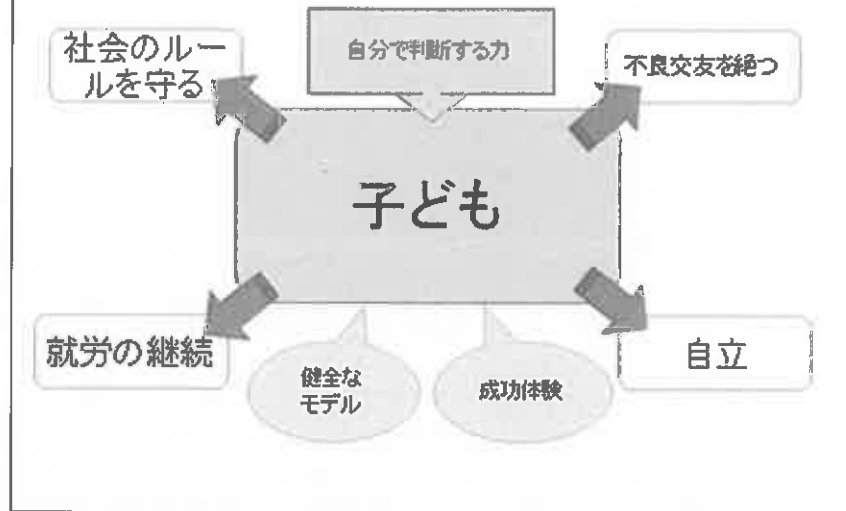
次も話してみよう

○「話してよかった」という思いを持ってもらう

聞いてもらった、自分をわかってもらったという気持ち

○傾聴 = 耳を傾けてきくこと、熱心にきくこと

内的コントロール



親和的機能を強化するためには？

- 子どもに関心を向けること
- 子どもの話を聴くこと
- 子どもの価値観を理解しようとする
- 子どもとのコミュニケーションを見直すこと

「良好なコミュニケーションのコツ」も参照してください。

被害者に対する責任



非行による被害者に対する影響

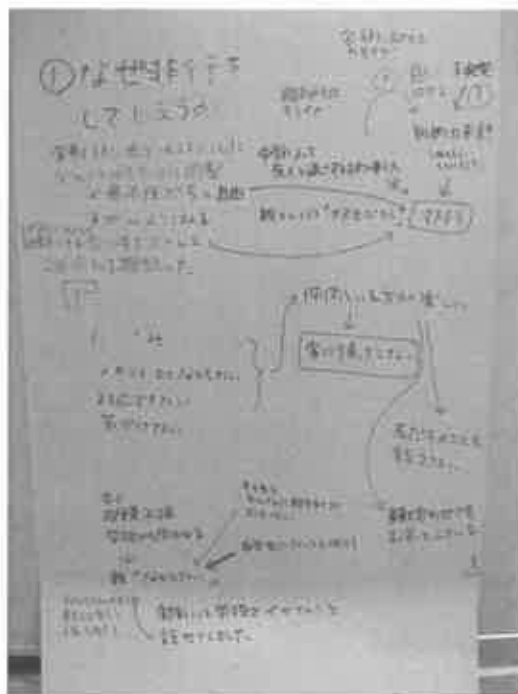
- 経済的な損失
- 時間的損失
- 被害者の心の痛み、傷つき

被害者に対する対応

- 誠意を持って謝罪・被害弁償する
 - 子どもといっしょに謝罪する
 - 被害者の様子を子どもに伝える

家族の会(4)

グループ討議



家族の会(5)

参加者の感想

* 事件の背景をもう少し考えて子どもをサポートしたら良かった。

→ 子どもへの理解・認識の深まり

* 子どもに傾聴の姿勢で接し、頭ごなしに叱らないようにしたい。

→ 親としての在り方の理解, 指導力の向上

* 親が行動で示すことでできておらず, 反省すべき点があると思った。

→ 保護者の責任についてのふりかえり

* 悩みを共有したことで負担感が軽減した。

→ 孤独感からの解放, カタルシス効果

保護者の会・家族の会の効果

1 「保護者の会」の再非行率

約3%(平成26年1月~12月実施分)

参考:平成25年度の計4か月間で, 審判不開始又は不処分決定を受けた少年353名の再非行率
約5%

2 「家族の会」における保護者の感想

子どもへの理解・認識の深まり

親としての在り方の理解, 指導力の向上

保護者の責任についてのふりかえり

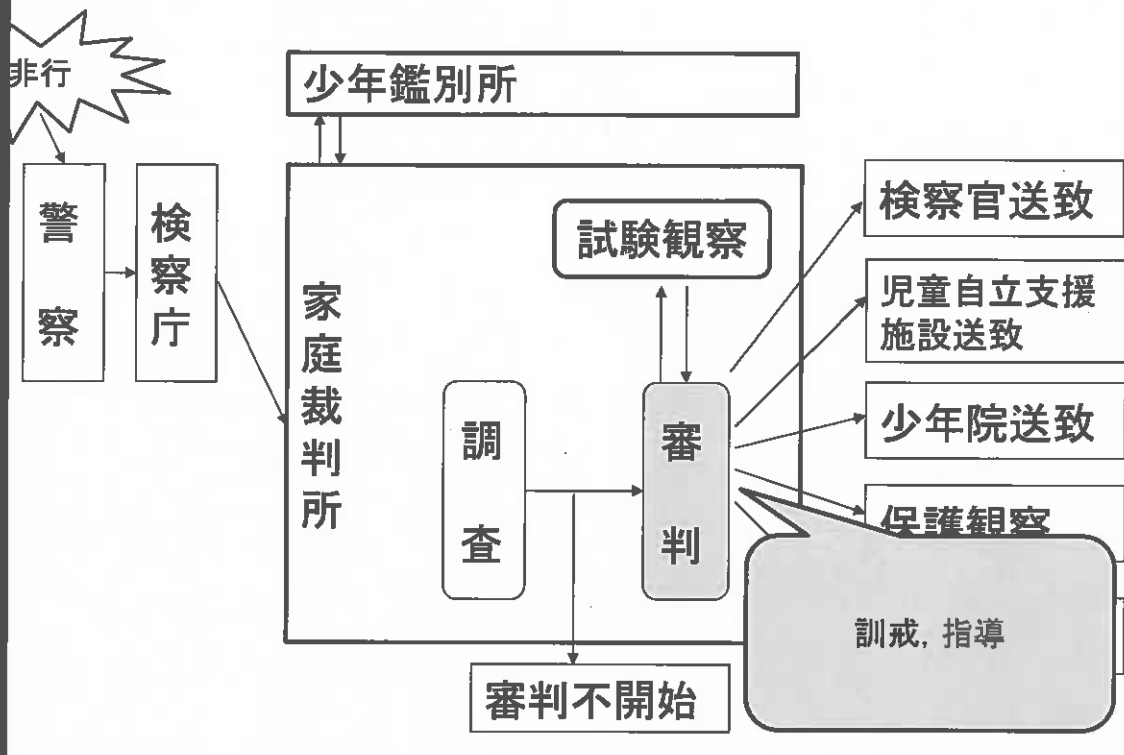
孤独感からの解放, カタルシス効果

認識の変化

↓

行動の変容

裁判官による保護者に対する働き掛け

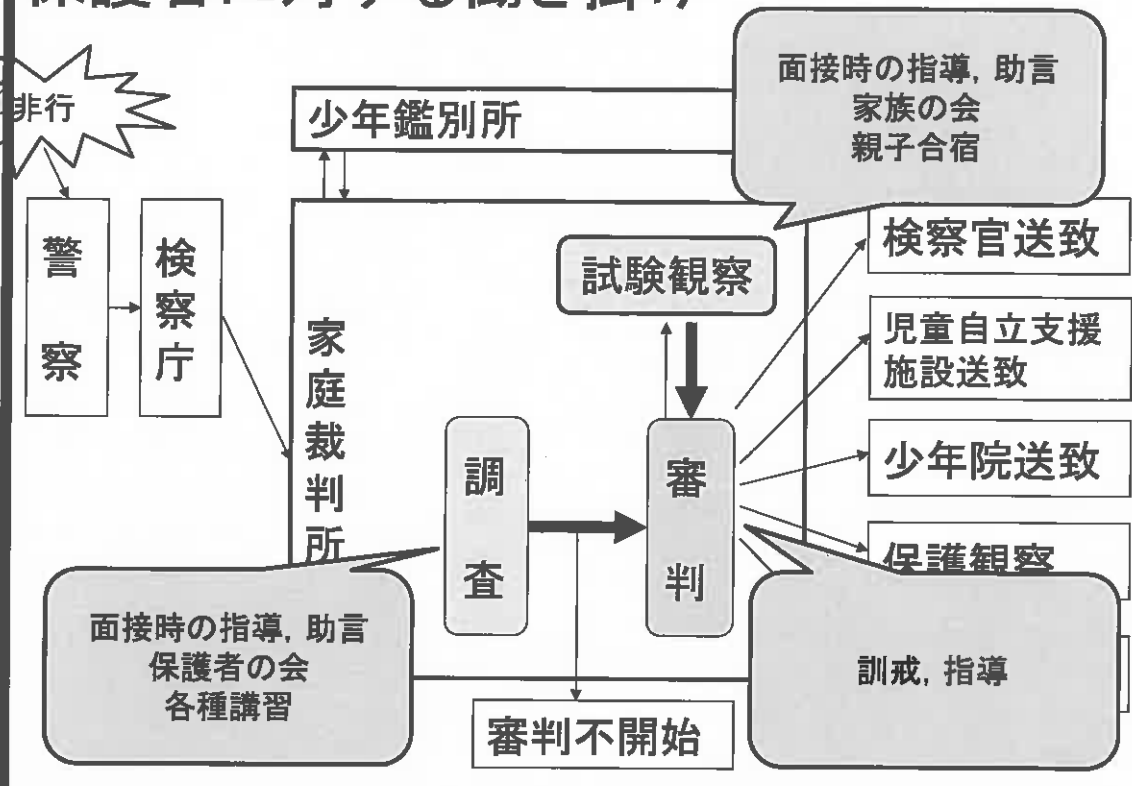


少年審判の様子



- 1 裁判官
- 2 裁判所書記官
- 3 家庭裁判所調査官
- 4 裁判所事務官
- 5 少年
- 6 保護者
- 7 付添人

少年審判手続における 保護者に対する働き掛け



家裁委員の皆様にお伺いしたい事項

現在家庭裁判所で実施している保護者への働き掛けについて、改善点や工夫すべき点がないか。



家裁委員の皆様にお伺いしたい事項

具体的には…

- ① 保護者の会や家族の会に参加させるに当たり、どのような動機付けを行うことが有効か。



家裁委員の皆様にお伺いしたい事項

具体的には…

- ② 保護者の会や家族の会，審判において，反発したり，聞き流すなどの態度を示す保護者への働き掛けについて，工夫すべき点がないか。

- 暴力的なしつけを肯定する保護者，子供に甘い保護者への有効な働き掛けは？
- グループ討議を活性化するには？



家裁委員の皆様にお伺いしたい事項

具体的には…

- ③ 保護者の会，家族の会へ参加した後，審判までの間に，保護者にどのようなことを考えさせたり，取り組ませることが有効か。

保護者の会について

大阪家庭裁判所

保護者の会の目的

保護者の皆さんが、お子さんの成長に重要な責任を負っておられることは言うまでもありません。

この会は、非行を犯したお子さんへの指導の在り方や、思春期・青年期を迎えたお子さんへの関わり方などについて学習し、これまでの子育てを振り返り、親子関係を見直す大切な機会となるものです。

非行を繰り返させないために、保護者としてどのように子どもと向き合うべきかを考え、今後の指導や関わりに生かしてください。

プログラム

1 ビデオ視聴

保護者としての責務や指導の在り方を考えるビデオを視聴します。

2 グループ討議

ビデオの感想や今後の指導方針をグループで話し合います。

3 感想文作成

家族の会について

大阪家庭裁判所

家族の会の目的

保護者の皆さんが、お子さんの成長に重要な責任を負っておられることは言うまでもありません。

この会は、試験観察中の少年の保護者を対象に、思春期・青年期を迎えたお子さんの特徴や、保護者として果たすべき役割などについて学習してもらうことを目的にしています。

お子さんに非行を繰り返させないために、保護者としてどのように子どもと向き合うべきかを考え、今後の指導や関わりに活かしてください。

プログラム

1 調査官による講義

思春期・青年期を迎えたお子さんの特徴や非行をしてしまうメカニズム、保護者としての指導の在り方を学習する講義を行います。

2 グループ討議

講義の感想や今後の指導方針をグループで話し合います。

3 感想文作成